

総合的病院計画に係る都市計画決定に関する陳情

逗子市議会議長 高野毅殿

2018年5月30日

逗子市山の根3-15-20

一級建築士 佐藤 浩平



市政の一層の健全に向け、日々のご尽力に心より感謝いたしております。

逗子市の総合的病院計画において、市や葬会が望む病床数の確保(200~300床)が、30年度は出来なくなったと聞いております。しかしこれにより、病院機能や経営等への検証が充分出来る時間が確保されたことを有益と捉え、より良い病院の実現に議論を尽くして頂きたいと存じます。

さて、この病床数の未定により市と葬会との契約も先送り(未定)となる一方で、都市計画制定(用途地域の変更)と、地区計画制定(病院関連施設に特化する制限)の事務を先行させるスケジュールが市から発表され、大変驚いています(H30年度内に都市計画決定)。

市は、葬会との契約が未定にもかかわらず、この用途地域の変更と建築制限の決定(以下、都市計画決定と記す)を急ぐリスクを理解しているのでしょうか。

現状の病院建設予定地は、売却すれば数十億円になるだろう市有地ですが、都市計画決定により土地利用の自由度を失い、資産としては言わばタダ同然となります。つまり市有地が一旦、都市計画決定されると、その著しい規制と制限により市場価値をほとんど失うばかりか、病院関連施設以外は建築できなくなります。

もっとも、都市計画決定と同時に葬会との契約がなされ、つつがなく病院の建設や開設が進めば問題はありません。しかし現在、葬会との契約は目途が立たない、もしくは病院計画自体が余談を許さない状況で、「都市計画決定を先行させ、市民の財産とその価値を脅かしかねないスケジュール」に危機感を覚えます。市の財産管理、危機管理、経営管理、いずれの認識も疑問を抱かざるを得ません。

また都市計画決定とは、自治体の未来を左右する重い決定であり、決定には慎重な調査と長い期間を要し、一度決定されれば度重なる変更は非常に困難で、且つ控えるべきものです。別の機会に再度変更すればよいという安直な考えは許されません。

貴議会におかれましては、

- ・都市計画決定は、市と葬会の契約日に符合させること。つまり、市と葬会による病院計画が確実となる時点まで、都市計画決定を控えること
- ・市の財産管理に対する認識と姿勢を正し、市民の財産を確実に守り運用すること

以上2点を市に対しご指導賜りたく陳情申し上げます。

なお、都市計画決定には議決の必要がなく、市のスケジュールでは平成30年度内に終了させる事務となっております。至急の精査と対応をお願い申し上げます。

